

大分県報

平成二十八年
九月一日
号外（二）
日（二）

（木曜日）

目次

告示

保安林の皆伐面積の限度の公表……………

公告

平成二十八年年度後期技能検定の実施……………

○告示

大分県告示第四百七十二号

平成二十八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき面積の限度は、次のとおりである。

平成二十八年九月一日

大分県知事 広瀬 貞

保安林種

単位区域名

許可できる面積の限度（ヘクタール）

水源かん養保安林

山国川地区	四七四・三七
駅国川地区	五一〇・九〇
西国東地区	六一・二四
東国東地区	九六・一一
別府地区	二五四・二五
大分川地区	五二二・八三
大野川地区	一、五九八・三八
北海部地区	二二四・七八
番匠川地区	一、一七三・三九
北川上流地区	九六四・三六
日田地区	六四〇・八六

平成二十八年九月一日

大分県報号外（告示・公告）

○公告

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項及び職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第二条第一号の規定により、次のとおり

土砂崩壊防備保安林	大分川地区	〇・一八
土砂崩壊防備保安林	番匠川地区	〇・〇八
土砂崩壊防備保安林	日田地区	〇・〇八
防風保安林	別府地区	〇・一四
防風保安林	山国川地区	三・五六
防風保安林	駅国川地区	三・五〇
防風保安林	西国東地区	四一・〇五
防風保安林	東国東地区	三・〇八
防風保安林	大分川地区	〇・九四
防風保安林	大野川地区	六・九〇
防風保安林	北海部地区	一・〇六
防風保安林	番匠川地区	二四・八〇
防風保安林	日田地区	一一・八四
防風保安林	玖珠川地区	六・九四
保健保安林	大分北部地区	三九・六四
保健保安林	大分南部地区	九二・六六
土砂流出防備保安林	山国川地区	一八一・一一
土砂流出防備保安林	駅国川地区	三二・二一
土砂流出防備保安林	西国東地区	二七・五一
土砂流出防備保安林	東国東地区	六四・七六
土砂流出防備保安林	別府地区	三六・一五
土砂流出防備保安林	大分川地区	一三〇・〇六
土砂流出防備保安林	大野川地区	一三六・六八
土砂流出防備保安林	北海部地区	九五・四〇
土砂流出防備保安林	番匠川地区	三四一・八一
土砂流出防備保安林	北川上流地区	二四・四〇
土砂流出防備保安林	日田地区	一一三・六九
土砂流出防備保安林	玖珠川地区	三三・七二

平成二十八年後期技能検定を実施する。

平成二十八年九月一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 実施する等級別検定職種は、次の表に掲げるとおりとする。

特級													等級						
形	プラスチック成	紳士服製造	婦人子供服製造	建設機械整備	空気圧装置組立て	光学機器製造	自動販売機調整	半導体製品製造	電気機器組立て	電子機器組立て	機械検査	仕上げ	工場板金	金属プレス加工	放電加工	機械加工	検定職種	学科試験のうち、受検者が選 択する科目	実技試験のうち、受検者が選 択する科目

一級 及び 二級																		
配管	かわらぶき	建築大工	みそ製造	菓子製造	石材施工	和裁	婦人子供服製造	冷凍空気調和機 器施工	農業機械整備	空気圧装置組 立て	自動販売機調整	半導体製品製造	電気機器組立て	機械検査	ロープ加工	金属ばね製造	鍛造	パン製造
建築配管施工 法				洋菓子製造法 和菓子製造法	石材加工法		婦人子供既製服製造法					集積回路チップ製造法 集積回路組立て法	シーケンス制御法			線ばね製造法 薄板ばね製造法	ハンマ型鍛造法 プレス型鍛造法	
建築配管作業				洋菓子製造作業 和菓子製造作業	石材加工作業		婦人子供既製服縫製作業					集積回路チップ製造作業 集積回路組立て作業	シーケンス制御作業			線ばね製造作業 薄板ばね製造作業	ハンマ型鍛造作業 プレス型鍛造作業	

三級																
和裁	冷凍空気調和機器施工	電気機器組立て	電子機器組立て	機械検査	機械加工	舞台機構調整	塗装	金属材料試験	機械・プラント製図	ガラス施工	カーテンウォール施工	防水施工	コンクリート圧送施工	鉄筋施工	型枠施工	
		シーケンス制御法			旋盤加工法		鋼橋塗装法	機械試験法 組織試験法	機械製図法			アスファルト防水施工法 合成ゴム系シート防水施工法 塩化ビニル系シート防水施工法 改質アスファルトシートトーチ工法防水施工法				
		シーケンス制御作業			普通旋盤作業		鋼橋塗装作業	機械試験作業 組織試験作業	機械製図CAD作業			アスファルト防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業		鉄筋組立て作業		

平成二十八年九月一日

単一等級	建築大工	配管	機械・プラント製図	樹脂接着剤注入施工	バルコニー施工
	建築配管施工法	建築配管作業	機械製図CAD作業		

二 試験の方法
実技試験及び学科試験によって行う。

三 技能検定の手数料、実施期日、実施場所等

1 実技試験

(一) 手数料

特級、一級、二級、三級及び単一等級の手数料は、一万七千九百円とする。

ただし、三級受検の在校生（公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学の訓練生（短期間の訓練課程を受けている者を除く。）、認定職業訓練施設の訓練生（短期間の訓練課程を受けている者及び就職している者を除く。）、高等学校又は中等教育学校の後期課程の在校生、専修学校又は各種学校の在校生、高等専門学校等の在校生、短期大学の在学生及び大学の在学生をいう。）にあつては、前記の金額に三分の二を乗じて得た金額（五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときはこれを百円単位に切り上げる。）とする。

(二) 実施期日

平成二十八年十二月一日（木曜日）から平成二十九年二月十二日（日曜日）までの間で大分県職業能力開発協会が指定する日とする。

(三) 実施場所

大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。

(四) 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ平成二十八年十一月二十四日（木曜日）に、大分県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一部を公表しない。

2 学科試験

大分県報号外（公告）

検 定 職 種	実 施 期 日
<p>(一) 手数料 手数料は、三千百円とする。</p> <p>(二) 実施期日 検定職種ごとに次の表に掲げるとおりとする。</p> <p>一級及び二級 鍛造（ハンマ型鍛造法及びプレス型鍛造法に限る。）、機械検査、電気機器組立て（シーケンス制御法に限る。）、婦人子供服製造（婦人子供既製服製造法に限る。）、配管（建築配管施工法及びプラント配管施工法に限る。）、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験（機械試験法及び組織試験法に限る。）</p> <p>三級 電気機器組立て（シーケンス制御法に限る。）、配管（建築配管施工法に限る。）</p> <p>特級 機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、光学機器製造、空気圧装置組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造</p> <p>一級及び二級 自動販売機調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工（石材加工法に限る。）、みぞ製造、防水施工（アスファルト防水施工法、合成ゴム系シート防水施工法、塩化ビニル系シート防水施工法及び改質アスファルトシートシート工法防水施工法に限る。）、カーテンウォール施工、機械・プラント製図（機械製図法に限る。）</p> <p>三級 冷凍空気調和機器施工、機械・プラント製図</p> <p>単一等級 バルコニー施工</p> <p>一級及び二級 舞台機構調整</p> <p>一級及び二級 金属ばね製造（線ばね製造法及び薄板ばね製</p>	<p>平成二十九年一月二十二日（日曜日）</p>
<p>平成二十九年一月二十九日（日曜日）</p>	<p>平成二十九年二月一日（水曜日）</p>

<p>造法に限る。）、ロープ加工、半導体製品製造（集積回路チップ製造法及び集積回路組立て法に限る。）、空気圧装置組立て、和裁、菓子製造（洋菓子製造法及び和菓子製造法に限る。）、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、塗装（鋼橋塗装法に限る。）</p> <p>三級 機械加工（旋盤加工法に限る。）、機械検査、電子機器組立て、和裁、建築大工</p> <p>単一等級 樹脂接着剤注入施工</p>	<p>平成二十九年二月五日（日曜日）</p>
<p>四 実施場所 大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。</p> <p>受検申請の手続</p> <p>1 提出書類</p> <p>(一) 技能検定受験申請書（以下「申請書」という。）</p> <p>(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面提出先 大分市大字下宗方字古川千三十五番地一 大分県職業能力開発協会 電話（〇九七）五四二―三六五一</p> <p>3 受付期間 平成二十八年十月三日（月曜日）から同月十四日（金曜日）まで。ただし、郵送による申請書は、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。</p> <p>4 受検申請に関する注意</p> <p>(一) 申請書の用紙及び受検案内は、大分県職業能力開発協会に交付する。 なお、申請書の用紙を郵送で請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受験申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を記入し、百四十円切手を貼ったもの）を同封すること。</p> <p>(二) 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受験申請書在中」と朱書すること。</p> <p>五 手数料の納付方法 実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。</p>	

なお、申請書を受け付けた後は、申請を取り消し、又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

六 合格者の発表等

1 技能検定合格者の発表

技能検定合格者は、平成二十九年三月十日（金曜日）に大分県庁舎本館一階の県民ホールに掲示するとともに大分県のホームページに掲載し、本人宛書面で通知する。

2 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、大分県職業能力開発協会が、平成二十九年三月十日（金曜日）に本人宛書面で通知する。

3 技能検定合格証書の交付

(一) 技能検定合格証書

特級、一級及び単一等級の合格者には厚生労働大臣から、二級及び三級の合格者には、大分県知事から交付する。

(二) 技能士章

特級の合格者には特級技能士章、一級の合格者には一級技能士章、単一等級の合格者には単一等級技能士章、二級の合格者には二級技能士章、三級の合格者には三級技能士章が、それぞれ厚生労働大臣から交付される。

七 その他

技能検定について不明な点は、大分県商工労働部雇用労働政策課又は大分県職業能力開発協会に問い合わせること。